

## 柳ヶ瀬あい愛ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、まちなか情報交流拠点「柳ヶ瀬あい愛ステーション」(以下「あい愛ステーション」という。)の運営について必要な事項を定める。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前11時から午後7時までとする。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週木曜日。
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで。

2 前項の規定にかかわらず、財団法人岐阜市にぎわいまち公社理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める場合は、休館日の変更及び臨時に休館日を設けることができる。

(施設の利用)

第4条 施設の利用の種類は、休憩などで立ち寄る通常の利用(以下「通常利用」という。)及び概ね団体による予約を必要とする利用(以下「予約利用」という。)とする。

2 施設を利用する場合、予約利用であっても、通常利用の者を入館させない占有利用(以下「占有利用」という。)は認めないものとする。

(予約利用の特例)

第5条 地元商店街、地元自治会、岐阜市又は公社が主催・後援する事業(以下「地元等が主催する事業」という。)及び商店街の活性化、社会教育など公益性が認められる事業(以下「公益的事業」という。)で、理事長が認めた事業については、次の特例を認める。

- (1) 第2条の規定にかかわらず、開館時間前、及び閉館時間後、最大2時間程度の利用。
- (2) 第3条の規定にかかわらず、休館日の利用。
- (3) 第4条2項の規定にかかわらず、占有利用。

(入館の制限)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設設置の目的に反すると認められる者
- (2) 他人に危害や迷惑を及ぼす恐れがあると判断した者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物品若しくは動物類(補助犬は除く)を携帯する者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な指示に従わない者  
(予約利用の制限)

第7条 理事長は次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 政治又は宗教活動を目的とするとき。
- (5) 営利のみを目的とするとき。
- (6) アルコール類、危険物を持ち込むおそれのあるとき。
- (7) 会食（パーティーなど）を主とするとき。
- (8) 利用する責任者が18歳未満のとき。
- (9) 施設設置の目的に反するとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(予約利用の期間)

第8条 ギャラリー、アンテナショップ等長期の利用を必要とする場合は、最大1か月の予約利用ができるものとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用承認の申込み)

第9条 施設の予約利用を希望する者は、柳ヶ瀬あい愛ステーション内施設利用承認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を理事長に申込み、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みの時期は、利用日の3か月前から利用日の5日前までとする。ただし、理事長がやむをえない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 申込みは、あい愛ステーション受付にて行う。

(予約利用の形態)

第10条 申請書による申込みが必要な場合は、次の各号のいずれかに該当する利用形態であるときとする。

- (1) 利用可能範囲全面を利用する形態であるとき。〔セミナー、教室、講演会など〕
- (2) 数人規模で一角を利用する形態であるとき。〔会議、打ち合わせなど〕
- (3) キッズパークを含む範囲を利用する形態であるとき。〔親子・子どもを対象とした教室など〕
- (4) ステージ・音響を利用する形態であるとき。〔イベント、まつりなど〕
- (5) 壁面や展示スペースを利用する形態であるとき。〔ギャラリー、アンテナショップなど〕
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が申請書を必要と判断するとき。

(利用の承認)

第11条 第8条に規定する申込みがあったときは、理事長はこれを審査し、適当と認めるときは、施設の利用を承認し、その旨を申込者に通知する。

2 利用承認は原則として申込みの順番とする。

(予約利用の取り消し等の申し出)

第12条 施設の利用承認を受けた者（以下「予約利用者」という。）が、その取り消し又は変更をしようとするときは、速やかにあい愛ステーション受付に申し出て、承認書を返却しなければならない。

(利用権の譲渡禁止)

第13条 予約利用者は、利用の権利の譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用承認の取り消し等)

第14条 理事長は、予約利用者がこの規程に違反した場合は、利用の条件の変更、利用の停止、又は利用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による取り消し等により予約利用者が損害を受けることがあっても理事長は、その責を負わない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は前条第1項の規定により利用を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について理事長が定める額を賠償しなければならない。

(利用承認の優先)

第17条 地元商店街、地元自治会、岐阜市又は公社が主催する事業については、第9条第2項の規定にかかわらず、随時予約申し込みをすることができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

この規定は、平成20年8月1日に一部改正する。

この規定は、平成21年4月1日に一部改正する。

この規定は、平成21年10月1日に一部改正する。